2019年4月19日

株式会社住化HRサービス

代表取締役社長　野口　直幹

紹介手数料について

当社の人材情報によりまして、ご紹介の人材について採用が成立しました場合、下記により紹介手数料を申し受けたく存じますので、御高配の程お願い申しあげます。

記

1、 紹介手数料の額

紹介手数料　　成約年収の　５０％に相当する額

2、 お支払い時期

入社日の１ヶ月以内　（当社から請求書を送付いたします。）

3、 自己都合による中途退社の場合における紹介手数料の返還

（１）入社後１ヶ月以内の退職の場合

お支払い頂いた紹介手数料の８０％に相当する額

（２）入社後１ヶ月を超えて３ヶ月以内の退職の場合

お支払い頂いた紹介手数料の５０％に相当する額

4、 上記紹介手数料は、厚生労働大臣に届け出た届出制手数料に係る紹介手数料です。
また、上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

（注）　お支払い時期は、入社日や貴社の締め切り日等の御都合により変更することも可能です。